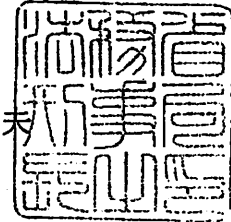


法務省刑総第409号(例規)  
平成25年3月19日

検事総長殿  
検事長殿  
検事正殿

法務省刑事局長 稲田 伸 夫



#### 記録事務規程の改正について(依命通達)

本日、法務省刑総訓第6号法務大臣訓令をもって記録事務規程(昭和62年法務省刑総訓第1018号大臣訓令。以下「旧規程」という。)の全部が改正され、本年4月1日から施行されることとなりましたので、下記事項に留意の上、その適正な運用に配慮願います。

#### 記

##### 第1 改正理由について

検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)の導入に伴い、これまでは、平成18年12月27日付け法務省刑総第1672号刑事局長通達「検察総合情報管理システムの運用開始について」により、旧規程第34条に定める法務大臣の許可があったものとして、記録事務における電子計算機処理に関する特別の取扱いが認められ、検察システムによる事務処理の運用が行われてきたものであるが、この度、検察システムによる管理を原則とすることにより、全国統一的な記録事務の管理を行うとともに、一層の合理化、適正化を図るために記録事務規程(以下「規程」という。)が定められたものである。

なお、条数のみ記載してある条文は、特に断らない限り、規程の条文を指す。

##### 第2 主な改正点について

###### 1 検察システムによる記録事務の管理(第2条関係)

第1条に規定する記録の管理に関する事務その他これに付随する事項について、検察システムにより管理を行うこととされた。

###### 2 記録担当事務官(第3条等関係)

旧規程では、「記録係事務官」の定義はされていなかったが、規程において「記録担当事務官」が定義された。記録担当事務官は、組織機構上の高等検察庁の検務課若しくは検務第二課又は地方検察庁若しくは区検察庁の検務部門の記録担当部署に属する検察事務官のみを指すものではなく、検察庁事務章程の

定めるところにより、記録事務規程により定める具体的な記録事務を所管し、又は分担する検察事務官一般を指すものとして位置付けられた。

- 3 規程様式の改正（様式第2号、第3号、第6号、第8号、第15号等関係）  
第1条に規定する記録の管理に関する事務その他これに付随する事項について、検察システムにより管理を行うこととされたことから、これに付随して規程様式がそれぞれ改正された。

- 4 刑事参考記録の指定の解除手続等（第19条関係）

刑事参考記録として指定された事件の記録について、新たに指定の解除手続が規定され、検察庁の長は、刑事参考記録として保存する必要がないと思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定解除上申書（様式第14号）により、その旨を上申することとされた。

- 5 特別取扱い（第34条関係）

原則として、全国統一的な記録事務の管理を行うこととされたことから、旧規程第31条において認められていた地方検察庁支部又は区検察庁における特別手続、旧規程第34条において法務大臣の許可を受けた最高検察庁、高等検察庁又は地方検察庁における特別取扱いは、検察システムによる運用と関係のない取扱いを除き全て廃止され、第34条の規定により新たに特別の取扱いをする場合には、法務大臣に対し、その許可について上申することとされた。

### 第3 運用上の留意事項について

- 1 検察システムによる管理の方法

第2条に規定する検察システムにより記録事務を管理する場合の方法については、別添「検察総合情報管理システムによる記録事務取扱要領」のとおりとする。

- 2 保管記録の管理（第3条関係）

(1) 保管番号については、保管記録ごとに付すことは従前の取扱いと変わらないが、2名以上の被告人について1件の保管記録が作成されている場合、各被告人に係る被告事件について裁判書以外の保管記録の保管期間の満了日が異なるときは、保管期間が長期となる保管記録に係る確定裁判の確定年次及び保管記録の区分により管理する。この場合における検察システムによる管理は、1個の保管番号を付した上、裁判書及び裁判書以外の保管記録の各保管終期欄には、保管期間が長期となる裁判書及び裁判書以外の保管記録の各保管終期のみを入力することとする。

(2) また、旧規程では、保管記録ごとに一連番号を付すこととされていたが、規程では、「一連」の文言を削る改正がなされたことから（第3条第2項参照）、これにより、保管番号を庁別に区分しない取扱い、又は保管区分を同じくする記録について事件区分ごとに異なる進行番号を付す取扱い（例えば、一般事件は1番から、道路交通法違反事件等は100001番からというよ

うに、それぞれ進行番号を付す取扱い) が同条により可能となった。

- (3) 保管区分については、旧規程では、各庁における記録事務の実情に応じて、裁判書以外の保管記録の区分を更に区分することとして差し支えないとされていたが、第3条第2項により、検察システムによる管理では、検察システムに設定された選択可能な保管区分の範囲内で行うこととなる。

### 3 他庁への保管記録の送付 (第4条関係)

保管検察官以外の検察官が裁判所から保管記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、保管記録を保管検察官に送付したことを管理することとなるが、保管記録受領書が廃止されたため、保管記録を送付した検察官の属する検察庁の記録担当事務官は、検察システムの検索機能等を用いて、送付先の検察庁において当該保管記録に関する管理が開始されたことを確認することとなる。

なお、費用補償又は刑事補償の請求が本案被告事件の第一審の裁判所とは別に最高裁判所又は高等裁判所に対してなされた場合には、これらの請求事件の記録の送付を受けた最高検察庁又は高等検察庁の長は、その記録を本案被告事件の第一審対応検察庁の長に送付することとなるが、その送付に当たっては、第4条に準じて手続を行うこととする。

### 4 保管期間の延長 (第5条関係)

保管検察官が保管期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理し、保管期間延長記録目録(様式第2号)を作成して、これに保管検察官の押印を受けることとなる。

なお、保管期間延長記録目録の継続用紙として、同目録の記載事項と同内容の事項(適宜項目を追加する場合を含む。)を一覧表にしたものを添付する取扱いをすることは差し支えない。

### 5 再審保存記録の管理 (第6条から第9条まで関係)

- (1) 保管検察官が保管記録を再審保存記録として保存することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理し、再審保存記録目録(様式第3号)を作成して、これに保管検察官の押印を受けることとなる。

なお、再審保存記録目録の継続用紙として、同目録の記載事項と同内容の事項(適宜項目を追加する場合を含む。)を一覧表にしたものを添付する取扱いをすることは差し支えない。

また、保管記録を再審保存記録として保存すべき事由が生じたとしても、保管期間が満了するまでの間は、保管記録として保管することとなるので、当該事由が生じた場合には、保管記録の管理に付随する事項として、検察システムによりその旨を管理し、保管期間の満了時期が到来した際に再審保存記録として保存すべき記録である旨の把握漏れがないように努められたい。

- (2) 再審保存請求書の提出があったときは、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書(様式第4号)を作成して、明らかに保存の必要がないと認めら

れる場合を除き、請求に係る保管記録を相当の期間再審保存記録として保存することとなるが、その決定年月日、決定内容、再審保存記録として保存する期間など必要な事項を検察システムにより管理することとする。

- (3) 保管検察官が再審保存記録の保存期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理し、再審保存期間延長記録目録（様式第6号）を作成して、これに保管検察官の押印を受けることとなる。

なお、再審保存期間延長記録目録の継続用紙として、同目録の記載事項と同内容の事項（適宜項目を追加する場合を含む。）を一覧表にしたものを添付する取扱いをすることは差し支えない。

#### 6 保管記録（不起訴記録）の廃棄（第10条、第12条及び第29条関係）

保管（保存）期間満了による保管記録（不起訴記録）を廃棄するときは、記録担当事務官は、検察システムにより保管（保存）記録の管理を行い、廃棄目録（様式第7号）を作成し、これに保管（保存）検察官の押印を受けることとなる。

この場合に作成する廃棄目録の保管（保存）期間満了年月、記録の区分等の事項は、検察システムにより作成するため、保管（保存）検察官、記録担当事務官は目録と保管記録等を対照し、保管（保存）期間の延長の必要性（保管期間満了時における刑の執行未了、訴訟費用の徴収未了、証拠品の処分未了等の事由の有無）又は再審保存記録として保存の必要性の有無、再審請求の有無、競合記録の有無、閲覧の請求に対する不許可処分に対する不服申立ての有無、検察審査会への審査申立ての有無、国家賠償請求訴訟を含む民事訴訟の係属の有無、関連被疑事件の処分の有無などを確認することとなる。

なお、廃棄目録の継続用紙として、同目録の記載事項と同内容の事項（適宜項目を追加する場合を含む。）を一覧表にしたものを添付する取扱いをすることは差し支えない。

#### 7 特別処分（第11条及び第19条関係）

保管（保存）検察官は、保管（保存）記録の保管（保存）期間が満了した場合において、特に必要があると認めるときは、相当の処分をすることができる。この場合において、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理し、特別処分記録目録（様式第8号）を作成して、保管（保存）検察官の押印を受けることとなる。

なお、特別処分記録目録の継続用紙として、同目録の記載事項と同内容の事項（適宜項目を追加する場合を含む。）を一覧表にしたものを添付する取扱いをすることは差し支えない。

#### 8 刑事参考記録等の指定（第18条、第24条及び第30条関係）

- (1) 刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録（以下「刑事参考記録等」という。）

の指定上申方法については従前の取扱いと変わらないが、将来、刑事参考記録等として指定されるべきであると思料する事件の記録を選定したとき、又は当局から刑事参考記録等として指定すべき事件の記録である旨の通知を受けたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理して、将来の上申要否の検討、上申漏れのないように備えられたい。

この場合において、当該事件の記録について、検察システムに保管（保存）記録の管理に関する事項が入力されていないときは、別途、刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書等によりその旨を管理することとなる。

- (2) 刑事参考記録等として指定されたときは、検察システムにより、保管記録、不起訴記録等の管理に関する事項とは別に、刑事参考記録等を管理するための事項を入力することとする。
- (3) 刑事参考不起訴記録として指定され保存することとしたときは、記録担当事務官は、刑事参考記録の保存と同様に、刑事参考不起訴記録保存番号を付し、刑事参考不起訴記録の表紙に同番号を表示することとなる。

#### 9 刑事参考記録等の指定の解除（第19条及び第30条関係）

これまで刑事参考記録等の指定解除の手続は可能と解されてきたところ、規程によりその手続を明確にしたものであり、検察庁の長は、保存している刑事参考記録等について、刑事参考記録等として保存する必要がないと思料するときは（例えば、保存開始から既に相当期間が経過しているもの、死刑又は無期懲役（死刑求刑）事案であっても事実関係に争いのないものなどで参考資料として保存を継続する必要性がないと思料される事件の記録が考えられる。）、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定解除上申書（様式第14号）により、その旨を上申することとなる。

刑事参考記録と共に刑事参考不提出記録を保存している場合には、刑事参考記録の指定の解除に当たり、刑事参考記録等指定解除上申書の記録冊数欄に刑事参考記録の冊数を記載するとともに刑事参考不提出記録の冊数を括弧書きすることとする。

なお、刑事参考記録等としての指定が解除されたときは、検察システムによりその旨を管理することとなる。

#### 10 不起訴記録の管理（第28条関係）

- (1) 保存番号については、不起訴記録ごとに付すことは従前の取扱いと変わらないが、2名以上の被疑者について1件の不起訴記録が作成されている場合で、各被疑者に係る被疑事件について、不起訴記録の保存期間の満了日が異なるときは、保存期間が長期となる保存記録に係る不起訴裁定年次及び保存記録の区分により管理する。この場合における検察システムによる管理は、1個の保存番号を付した上、不起訴記録の保存終期欄には、保存期間が長期

となる不起訴記録の保存終期のみを入力することとする。

- (2) また、旧規程では、保存記録ごとに一連番号を付すこととされていたが、規程では、「一連」の文言を削る改正がなされたことから（第28条第2項参照）、これにより、保存番号を庁別に区分しない取扱い、又は保存区分を同じくする記録について、事件区分ごとに異なる進行番号を付す取扱い（例えば、一般事件は1番から、道路交通法違反事件等は100001番からというように、それぞれ進行番号を付す取扱い）が同条により可能となった。
- (3) 保存区分については、旧規程では、各庁における記録事務の実情に応じて、不起訴記録の保存区分を更に区分することとして差し支えないとされていたが、第28条第2項により、検察システムによる管理では、検察システムに設定された選択可能な保存区分の範囲内で行うこととなる。

#### 1.1 競合記録の管理

競合記録の管理は、従前の取扱いにおいては、保管記録保管簿及び不起訴記録保存簿の備考欄に「競合記録」の旨及び相互の保管番号等を朱書して行うこととされていたが、事件事務規程において、検察システムにより事件の処理、公判事件に関する事項を管理することにより、事件の処理、捜査・公判段階における関連事件等に関する事項が適切に管理されるようになったことから、保管記録の保管又は不起訴記録の保存時に、競合記録関係にある他事件記録がある旨の関連事項が画面に表示されるなど、記録担当事務官の管理を補助している。

具体的には、検察システムの機能上、同一事件番号であって異なる事件処理がなされた場合、複数事件番号又は共犯事件の場合など、事件処理、別事件の管理において、「記録編てつ先」に関する事項が入力されている場合には、記録担当事務官が保管記録の保管又は不起訴記録の保存を行う際には、検察システムの競合記録欄に関連する事件の処理、当該事件の保管又は保存に関する事項が画面に反映されるので、記録担当事務官は、その旨を確認することとなる。

なお、捜査・公判段階において当該事項が入力されていない場合であっても、事件記録に貼付された競合付箋等により管理することは可能であることから、従前どおり、捜査部門、公判部門又は検務部門において、競合記録の有無を確認し、検察システムによる管理及び競合付箋の貼付により、競合記録の適正な管理に努められたい。

#### 1.2 特別取扱い（第34条関係）

- (1) 旧規程第32条及び第34条の規定に基づく特別取扱いは、上申を要さず廃止することができる。
- (2) 規程の施行に伴い、旧規程第31条の規定による地方検察庁支部及び区検察庁における特別手続は廃止されることとなる。
- (3) 規程施行後において、新たに保管又は保存すべき記録の管理について、事

務の合理化等の観点から必要性があり、また、事務処理上の支障がなく相当と認められるときは、例外的に検察システムによらない取扱いを行う場合が考えられる。この検察システムによらない取扱いをする場合には、規程第34条による上申を要する（例えば、次長検事依命通達により「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式」（特例書式）を更に簡約化した書式（簡約特例書式）が定められているところ、これにより送致を受けた事件であって不起訴処分に付された記録などはこれに当り得る。）。

- (4) 既に旧規程により法務大臣の許可を受けて実施済みの特別取扱いのうち検察システムによる運用と関係のない取扱いについて、規程施行後も引き続き特別の取扱いをする場合には、改めて第34条による上申を要しない。
- (5) 既に旧規程により地方検察庁支部及び区検察庁において実施済みの特別手続のうち検察システムによる運用と関係のない取扱いについて、規程施行後も引き続き特別の取扱いをする場合には、法務大臣の許可を受けたものとみなされることから（附則第3項関係）、改めて第34条による上申を要しない。
- (6) 上記(1)により特別取扱いを廃止したとき、上記(2)により特別手続を廃止したとき、上記(3)により法務大臣の許可を得て特別取扱いを実施したとき、又は上記(4)若しくは(5)により引き続き特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対してその旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をされたい。

#### 第4 その他

##### 1 経過措置（附則第2項関係）

規程施行前に、旧規程により保管記録保管簿、再審保存記録保存簿、刑事参考記録等保存簿、又は不起訴記録保存簿に登載して、記録の管理を行っている場合、記録の保管（保存）、保管（保存）期間の延長、廃棄、特別処分、又は刑事参考記録（刑事参考不起訴記録）の指定等の事務の取扱いについては、規程施行後も従前の例によることができることとされた（例えば、検察システムによる管理をせずに旧規程による保管記録保管簿による管理をしている保管記録がこれに該当し、規程施行後も保管記録保管簿等による管理を継続することは差し支えない。）。

##### 2 交通切符又は交通反則切符による訴訟の記録の取扱い

- (1) 道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）及び反則金不納付事件迅速処理のための共用書式（以下「交通反則切符」という。）を用いて裁判がなされた事件に係る保管記録については、旧規程第2条から第4条まで及び第9条の規定は、当分の間、適用しない（昭和62年12月14日付け法務省刑総第1019号刑事局長通達「記録事務

規程の運用について」記第2, 21, (1) こととされていたところ、交通切符の第2枚目又は交通反則切符の第1枚目の裁判書（交通切符等原票）については、従前の取扱いと変わらないが、犯歴事務規程の規定により本籍地（本籍のない者、本籍の明らかでない者又は日本の国籍を有しない者にあつては、東京都）を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送付し保管することとなり、規程施行後も引き続き第3条から第5条まで及び第10条の規定の適用はなく、保管検察官が属する検察庁において、検察システムによる記録の管理を要しない。

(2) 交通切符等原票以外の保管記録については、従来から第一審対応検察庁の検察官が保管検察官から囑託を受けたものとして保管することとされてきたところ、今回の改正により事件の受理及び処理に関する情報等が検察システムにより管理されることとなったことに伴い、第一審対応検察庁において、第3条から第5条まで及び第10条の規定に準じ、検察システムによる記録の管理を行うこととなる。この場合、確定日を同じくする交通切符又は交通反則切符による事件について、記録ごとではなく、複数記録を一つに取りまとめて管理することは差し支えない。

(3) 交通切符又は交通反則切符による送致を受けた事件に係る不起訴記録について、検察システムによる管理を行わない取扱いについては、規程に基づく上申をもってしても認められない。

### 3 用紙の取扱い

規程の施行に伴い廃止された様式を除き、旧規程に定める様式を印刷した用紙が残存している場合には、適宜修正を加え、使用することは差し支えない。



## 検察総合情報管理システムによる記録事務取扱要領

第 1	総則	1
1	趣旨	1
2	検察総合情報管理システム（第 2 条関係）	1
3	用語の定義	1
第 2	保管記録及び再審保存記録	2
1	確定記録情報の作成（第 3 条関係）	2
2	関連保管記録等の管理	3
3	競合記録の管理	3
4	他庁への保管記録の送付（第 4 条関係）	4
5	保管期間の延長（第 5 条関係）	4
6	再審の手続のための保存（第 6 条関係）	4
7	再審保存期間の延長（第 8 条関係）	5
8	再審請求事件の管理等（第 9 条関係）	5
9	保管記録の廃棄（第 10 条関係）	5
10	特別処分（第 11 条関係）	6
11	再審保存記録の廃棄等（第 12 条関係）	6
第 3	刑事参考記録	6
1	刑事参考記録情報の作成（第 18 条関係）	6
2	刑事参考記録の指定の解除手続等（第 19 条関係）	6
3	再審の手続のための保存（第 22 条関係）	6
第 4	刑事参考不提出記録（第 24 条関係）	7
第 5	不起訴記録	7
1	不起訴記録情報の作成等（第 28 条関係）	7
2	競合記録の管理	7
3	廃棄等（第 29 条関係）	8
4	再起等	8
5	刑事参考不起訴記録（第 30 条関係）	8
第 6	費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録	8
1	保存（第 31 条関係）	8

2 廃棄（第32条関係）	9
第7 メールにより通知する事項	9

## 検察総合情報管理システムによる記録事務取扱要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、記録事務規程（以下「規程」という。）による記録の管理に関する事務その他これに付随する事項について、検察総合情報管理システムにより管理する方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、条数のみ記載してある条文は、特に断らない限り、規程の条文を指す。

#### 2 検察総合情報管理システム（第2条関係）

第2条に規定する検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）は、電子計算機及びプログラムによる情報処理を行うために構成された情報処理システムのことを指し、検察事務処理機能及び情報伝達共有機能を有する。

#### 3 用語の定義

この要領における検察システムの検察事務処理機能及び情報伝達共有機能による用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 検察事務処理機能による用語の意義

ア 確定記録情報 保管番号により管理する刑事確定訴訟記録の管理に関する情報をいう。

イ 記録送付情報 送付番号により管理する保管記録の送付の管理に関する情報をいう。

ウ 再審保存記録情報 再審保存番号により管理する再審保存記録の管理に関する情報をいう。

エ 刑事参考記録情報 刑事参考記録保存番号により管理する刑事参考記録の管理に関する情報をいう。

オ 不起訴記録情報 保存番号により管理する不起訴記録の管理に関する情報をいう。

カ 刑事参考不起訴記録情報 刑事参考不起訴記録保存番号により管理する刑事参考不起訴記録の管理に関する情報をいう。

キ 事件受理情報 事件番号により管理する事件受理の管理に関する情報をいう。

ク 事件処理情報 事件番号により管理する事件処理の管理に関する情報をいう。

ケ 裁判結果情報 公判番号により管理する裁判結果の管理に関する情報をいう。

コ 徴収情報 徴収番号により管理する徴収金に係る裁判の管理に関する情報をいう。

(2) 情報伝達共有機能による用語の意義

メール 電子メール機能をいう。

第2 保管記録及び再審保存記録

1 確定記録情報の作成（第3条関係）

(1) 記録担当事務官は、第3条第1項の規定により保管記録を管理するときは、裁判結果情報を基に確定記録情報を作成するものとする。この場合において、略式命令又は交通事件即決裁判の手續による訴訟の保管記録であるときは、徴収情報を基に確定記録情報を作成するものとする。

(2) 上記(1)の場合において、刑事確定訴訟記録法施行規則第4条表第二号のその他の保管記録であるときは、上記(1)の手續によると本案保管記録と当該その他の保管記録とが関連保管記録として管理されることから、当該その他の保管記録を関連保管記録として管理しないときは、他の情報を基にすることなく確定記録情報を作成するものとする。ただし、当該その他の保管記録を関連保管記録として管理すべきときは、上記(1)により確定記録情報を作成するものとする。

(3) 記録担当事務官は、上記(1)又は(2)により確定記録情報を作成するときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄等に保管番号、保管区分、保管記録冊数、裁判書の保管終期年月、裁判書以外の保管記録の保管終期年月、不提出記録の有無その他保管記録の管理に関する事項を入力するものとする。この場合において、保管検察官以外の検察官から保管記録の送付を受けたものであるときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄に記録受領年

月日を併せて入力するものとする。

## 2 関連保管記録等の管理

- (1) 記録担当事務官は、第3条第3項の規定により保管記録に関連する刑事確定訴訟記録が既に保管されていることを管理するときは、上記1により作成した確定記録情報の「確定記録情報」欄に関連する保管記録の保管検察庁、保管番号、保管区分及び保管終期年月を、関連する保管記録の確定記録情報の「確定記録情報」欄に保管記録の保管検察庁、保管番号、保管区分及び保管終期年月を、それぞれ入力するものとする。
- (2) 保管記録に関連する刑事確定訴訟記録が再審の手続のため保存されているときは、上記(1)に準じて関連する再審保存記録の管理を行う。この場合において、「関連する保管記録の保管検察庁、保管番号、保管区分及び保管終期年月」とあるのは「関連する再審保存記録の保存検察庁、再審保存番号及び再審保存期間満了年月」と、「関連する保管記録の確定記録情報の「確定記録情報」欄に保管記録の保管検察庁、保管番号、保管区分及び保管終期年月」とあるのは「関連する再審保存記録の再審保存記録情報の「確定記録情報」欄に保管記録の保管検察庁、保管番号及び保管区分」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 3 競合記録の管理

- (1) 記録担当事務官は、上記1により確定記録情報を作成する場合において、当該保管記録に他の事件の保管記録として保管する記録又は他の事件の不起訴記録として保存する記録の一部がつづられているときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄にその記録の被告人又は被疑者氏名、事件番号、罪名、処理内容、保管又は保存検察庁、保管又は保存番号その他記録の保管又は保存に関する事項を入力するものとする。
- (2) 記録担当事務官は、上記1により確定記録情報を作成する場合において、当該保管記録の一部が他の事件の保管記録として保管する記録につづられているときは、上記(1)に準じて競合記録の管理を行う。
- (3) 上記(1)の場合において、他の事件の保管記録又は他の事件の不起訴記録が他の検察庁において保管又は保存する記録であるときは、その検察庁

の記録担当事務官に当該保管記録を保管した旨をメールにより通知するものとする。

#### 4 他庁への保管記録の送付（第4条関係）

- (1) 第4条の規定により保管記録を他庁へ送付するときは、記録担当事務官は、当該記録の確定裁判に係る事件についての裁判結果情報を基に記録送付情報を作成するものとする。この場合において、その事件が略式命令又は交通事件即決裁判の手続によるときは、その事件の徴収情報を基に記録送付情報を作成するものとする。
- (2) 記録担当事務官は、上記(1)により記録送付情報を作成するときは、記録送付情報に記録送付年月日、送付先検察庁、記録の種別、記録の冊数その他記録の送付に関する事項を入力するものとする。
- (3) 保管記録を他庁へ送付したときは、記録担当事務官は、保管検察官の属する検察庁の記録担当事務官が作成した確定記録情報を確認するものとする。

#### 5 保管期間の延長（第5条関係）

- (1) 記録担当事務官は、第5条の規定により保管期間延長記録目録（様式第2号）を作成するときは、確定記録情報を基に作成するものとする。
- (2) 保管期間を延長したときは、記録担当事務官は、確定記録情報の「確定記録情報」欄に延長開始年月日、延長終期年月日その他保管記録の延長に関する事項を入力するものとする。

#### 6 再審の手続のための保存（第6条関係）

- (1) 記録担当事務官は、第6条の規定により再審保存記録目録（様式第3号）を作成するときは、確定記録情報を基に再審保存記録情報を作成するものとする。
- (2) 記録担当事務官は、上記(1)により再審保存記録情報を作成するときは、再審保存記録情報「再審保存記録情報」欄等に再審保存番号、保存開始年月日、保存期間満了年月日その他再審保存記録の管理に関する事項を入力するものとする。この場合において、職権による保存であつて再審保存開始日に再審請求がされていないときは、再審保存記録情報の「再審保存記

録情報」欄の備考に再審請求が予測される事由を併せて入力するものとする。

#### 7 再審保存期間の延長（第8条関係）

記録担当事務官は、第8条第1項の規定により再審保存期間延長記録目録（様式第6号）を作成するときは、再審保存記録情報の「再審保存記録情報」欄に再審保存期間延長決定年月日、決定事由、保管検察官及び満了年月日を入力するものとする。

#### 8 再審請求事件の管理等（第9条関係）

- (1) 記録担当事務官は、第9条第1項の規定により保管検察官に再審請求に関する通知を報告するときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄の備考に当該通知があった旨、通知受理年月日及び通知元を入力するものとする。
- (2) 記録担当事務官は、第9条第2項の規定により保管検察官に再審の請求が行われることが予測されるため証拠品を保管することとなった旨の通知を報告するときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄の備考に当該通知があった旨、通知受理年月日及び通知元を入力するものとする。
- (3) 記録担当事務官は、第9条第3項の規定により保管検察官から再審の請求が行われることが予測される旨の通知を受けたときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄の備考にその旨、通知受理年月日及び保管検察官を入力するものとする。
- (4) 記録担当事務官は、第9条第4項の規定により再審の請求が行われることが予測される旨を原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官に通知するときは、確定記録情報の「確定記録情報」欄の備考にその旨、通知年月日及び通知先を入力するものとする。

#### 9 保管記録の廃棄（第10条関係）

- (1) 第10条第1項の規定による廃棄目録（様式第7号）を作成するときは、確定記録情報を基に作成するものとする。
- (2) 保管記録を廃棄したときは、記録担当事務官は、確定記録情報の「確定記録情報」欄に廃棄年月日を入力するものとする。



## 10 特別処分（第11条関係）

- (1) 記録担当事務官は、第11条後段の規定により特別処分記録目録（様式第8号）を作成するときは、確定記録情報を基に作成するものとする。
- (2) 特別処分をしたときは、記録担当事務官は、確定記録情報の「確定記録情報」欄に当該処分をした旨及び処分年月日を入力するものとする。

## 11 再審保存記録の廃棄等（第12条関係）

再審保存記録の保存期間が満了した場合の廃棄及び特別処分について、第12条の規定により第10条及び第11条の規定を準用する場合においては、上記9及び10にそれぞれ準じてその廃棄等を行う。

## 第3 刑事参考記録

### 1 刑事参考記録情報の作成（第18条関係）

- (1) 第18条第1項の規定により刑事参考記録として保存することが適当である旨を上申した場合において、刑事参考記録に指定されたときは、記録担当事務官は、確定記録情報を基に刑事参考記録情報を作成するものとする。
- (2) 記録担当事務官は、上記(1)により刑事参考記録情報を作成するときは、刑事参考記録情報の「刑事参考記録情報」欄等に保存検察庁、刑事参考記録保存番号、保存開始年月日、指定理由の要旨その他刑事参考記録の管理に関する事項を入力するものとする。

### 2 刑事参考記録の指定の解除手続等（第19条関係）

- (1) 第19条第1項の規定により刑事参考記録として保存する必要がない旨を上申した場合において、刑事参考記録の指定が解除されたときは、記録担当事務官は、刑事参考記録情報の「刑事参考記録情報」欄に解除年月日を入力するものとする。
- (2) 刑事参考記録の指定が解除された場合の廃棄及び特別処分について、第19条第3項の規定により第10条及び第11条の規定を準用する場合においては、上記第2、9及び10にそれぞれ準じてその廃棄等を行う。

### 3 再審の手続のための保存（第22条関係）

再審の手続のための刑事参考記録の保存について、第22条第2項の規定

により第6条及び第8条の規定を準用する場合においては、上記第2、6及び7にそれぞれ準じてその管理を行う。

#### 第4 刑事参考不提出記録（第24条関係）

第24条第2項の規定により裁判所不提出記録を刑事参考記録と共に保存するときは、刑事参考記録情報の「刑事参考記録情報」欄の備考にその旨を入力するものとする。

#### 第5 不起訴記録

##### 1 不起訴記録情報の作成等（第28条関係）

- (1) 記録担当事務官は、第28条の規定により不起訴記録を管理するときは、事件処理情報を基に不起訴記録情報を作成するものとする。
- (2) 上記(1)により不起訴記録情報を作成するときは、同情報の「不起訴記録情報」欄等に保存番号、保存区分、保存記録冊数、保存終期その他不起訴記録の管理に関する事項を入力するものとする。
- (3) 不起訴記録の保存期間の延長について、第28条第3項の規定により第5条の規定を準用する場合においては、上記第2、5に準じてその管理を行う。この場合において、第2、5中「確定記録情報の「確定記録情報」欄」とあるのは、「不起訴記録情報の「不起訴記録情報」欄」と読み替えるものとする。

##### 2 競合記録の管理

- (1) 記録担当事務官は、上記1により不起訴記録情報を作成する場合において、当該不起訴記録に他の事件の不起訴記録として保存する記録の一部がつづられているときは、不起訴記録情報の「不起訴記録情報」欄にその記録の被疑者氏名、事件番号、保存先、保存番号その他不起訴記録の管理に関する事項を入力するものとする。
- (2) 上記(1)の場合において、当該不起訴記録の一部が他の事件の保管記録（裁判所不提出記録）として保管する記録又は不起訴記録として保存する記録につづられているときは、不起訴記録情報の「不起訴記録情報」欄にその記録の被告人又は被疑者氏名、罪名、処理内容、事件番号、保管又は保存検察庁、保管又は保存番号その他記録の保管又は保存に関する事項を

入力するものとする。

- (3) 上記(1)の場合において、他の事件の不起訴記録が他の検察庁において保存する記録であるときは、その検察庁の記録担当事務官に不起訴記録を保存した旨をメールにより通知するものとする。

### 3 廃棄等（第29条関係）

不起訴記録の保存期間が満了した場合及び特別処分について、第29条の規定により第10条及び第11条の規定を準用する場合においては、上記第2、9及び10にそれぞれ準じてその廃棄等を行う。

### 4 再起等

- (1) 不起訴処分に付された事件が再起されたときは、記録担当事務官は、不起訴記録情報の「不起訴記録情報」欄に再起年月日、再起事件番号、保存終了年月日及び保存終了理由を入力するものとする。この場合において、事件担当事務官が再起する事件の事件受理情報を作成したときは、当該入力事項が不起訴記録情報に反映することから、記録担当事務官は、同情報に反映している事項の内容を確認するものとする。
- (2) 刑事訴訟法第266条第2号の付審判決定があったときは、記録担当事務官は、不起訴記録情報の「不起訴記録情報」欄に保存終了年月日及び保存終了理由を入力するものとする。

### 5 刑事参考不起訴記録（第30条関係）

刑事参考不起訴記録の指定及び刑事参考不起訴記録の指定が解除された場合の廃棄並びに特別処分について、第30条第3項の規定により第18条及び第19条の規定を準用する場合においては、上記第3、1及び2にそれぞれ準じてその管理を行う。この場合において、上記第3、1中「確定記録情報」とあるのは「不起訴記録情報」と、「刑事参考記録情報」とあるのは「刑事参考不起訴記録情報」と、上記第3、2中「刑事参考記録情報の「刑事参考記録情報」欄」とあるのは「刑事参考不起訴記録情報の「刑事参考不起訴記録情報」欄」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第6 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録

### 1 保存（第31条関係）

第31条第2項の規定により費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、当該記録に係る被告事件の保管記録についての確定記録情報の「確定記録情報」欄の備考に当該記録を保存する旨を入力するものとする。

## 2 廃棄（第32条関係）

記録担当事務官は、第32条の規定により第10条に規定する手続に準じて廃棄の手続をしたときは、当該記録に係る被告事件の保管記録についての確定記録情報の「確定記録情報」欄の備考にその旨を入力するものとする。

## 第7 メールにより通知する事項

上記第2, 3, (3)及び第5, 2, (3)のメールにより通知する事項は、次の表のとおりとする。

メール表題	メール通知内容	送信者及び受信者 ----- 関係項目
競合記録保管通知	競合記録の確定記録情報を公開したので通知します。 1 (1) 当庁保管の競合記録 氏名 保管庁 保管番号 保管区分 (2) 貴庁保管等の競合記録 氏名 保管等庁 保管等番号 保管等区分	他の保管記録又は不起訴記録の一部がつづられている保管記録の保管検察官の属する検察庁の記録担当事務官  他の保管記録に記録の一部がつづられている保管記録の保管検察官又は不起訴記録を保存する検察官が属する検察庁の記録担当事務官  ----- 第2, 3, (3)
競合記録保存通知	競合記録の不起訴記録情報を公開したので通知します。 1 (1) 当庁保存の競合記録 氏名 保存庁 保存番号 保存区分 (2) 貴庁保存の競合記録 氏名 保存庁 保存番号 保存区分	他の不起訴記録の一部がつづられている不起訴記録を保存する検察官の属する検察庁の記録担当事務官  他の不起訴記録に記録の一部がつづられている不起訴記録を保存する検察官が属する検察庁の記録担当事務官  -----

第 5, 2, (3)